

府中市立浅間中学校同窓会規約

第一章 総 則

第一条 (名称及び所在地)	この会は府中市立浅間中学校同窓会（以下本会という）といい、事務所を同校内におく。
第二条 (組 織)	本会は次の会員で組織する。 一、正会員、府中市立浅間中学校卒業生 二、特別会員、府中市立浅間中学校教職員及び旧職員
第三条 (目 的)	本会は、会員相互の親睦と教養の向上をはかり、母校の発展に寄与することを目的とする。
第四条 (事 業)	本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 一、母校の行事に協力し、その発展をはかる。 二、会員の親睦と教養の向上に関する文化的な行事 三、その他本会の目的達成に必要なこと。

第二章 機 関

第五条 (機 関)	本会につぎの機関をおく。 一、総 会 二、役員会 三、委員会
第六条 (総 会)	総会は、本会の最高の議決機関であり、2年毎にこれを開く。総会は、会長が召集する。 但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
第七条 (役員会)	役員会は、総会につぐ議決機関であり、役員及び委員によって構成され、会の運営に必要な重要事項を協議する。役員会は、必要に応じ会長が召集する。
第八条 (委員会)	委員会は、会員で構成され、会の運営に必要な事項を協議し、業務を遂行する。
第九条 (議 決)	すべての会の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

第三章 役員および委員

第十条 (役員および委員)	本会に次の役員をおく。 名誉会長一名、会長一名、副会長二名、書記若干名、庶務若干名、会計二名、 会計監査三名（母校教職員一名を含む）
第十一条 (名誉会長)	名誉会長は、母校現校長とする。
第十二条 (役員を選出)	本会は総会において会長及び会計監査を会員より選出する。他の役員は会長の任命し、総会において承認を得なければならない。
第十三条 (役員の業務)	会長は会を代表し、会務をつかさどる。副会長は会長を補佐し、これを代行する。書記は、会の記録および事務をつかさどる。庶務は、母校と本会との連絡にあたる。会計は会の経理をつかさどる。会計監査は、会計を監査し、総会に報告する。
第十四条 (任期)	役員、および委員の任期は二年とする。但し再任をさまたげない。

第四章 会計

第十五条 (会計)	正会員は、終身会費として卒業時に五百円を納める。
第十六条 (経費)	本会の経費は、会費・寄付金・その他の雑収入をもってこれにあてる。
第十七条 (予算および決算)	本会の予算の決定、決算の承認は総会で行う。この会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第五章 付則

第十八条 (細則)	本会に必要な細則は、役員会において定めることができる。
第十九条 (改正)	この規約の改正は、総会において総会出席者の過半数の承認を得なければならない。
第二十条 (施行期日)	この規約は、平成二十四年七月十四日から施行する。